

資料 1

食品ロスの削減に関する具体的取組について（成果）

食品ロス削減に係る関係省庁連絡会議

1 関係省庁連絡会議における検討状況

令和2年 10月30日 (金)	<u>第1回</u> 関係省庁連絡会議 各大臣より、取組の加速化について御指示
11月9日 (月)	<u>第2回</u> 関係省庁連絡会議 検討が必要な課題について、関係省庁間で確認、役割分担の決定、方向性の検討
11月24日 (火)	<u>第3回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告、フードバンク活動及び災害用備蓄食品の活用促進に関する検討
12月7日 (月)	<u>第4回</u> 関係省庁連絡会議 進捗状況の報告及び工程表の策定、災害用備蓄食品の活用促進に関する検討
令和3年 1月27日 (水)	<u>第5回</u> 関係省庁連絡会議（メール開催） 進捗状況の報告
2月26日 (金)	<u>第6回</u> 関係省庁連絡会議（メール開催） 進捗状況の報告

このほか、課題に応じて関係省庁間での会合やメールを活用した議論を積極的に展開。

2 各課題の進捗状況

(1) 新しい備蓄食品の納入に伴い不用となる災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供を促進するための手続きの簡素化の検討

- ・ 入替えにより、供用の必要がないものとして、不用決定を行った国が保有する災害用備蓄食品については、必要な場合を除き、原則フードバンク団体等へ提供することについて、令和3年4月21日、食品ロス削減関係省庁会議にて関係各府省庁申合せ。
- ・ 申合せに基づき、ポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめて公表を行う体制を構築。

(2) 自主回収対象食品の縮減

○ 食品表示の誤りに伴う食品自主回収の縮減

- ・ 食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を開始するため、3月17日に食品表示基準Q&Aを改正。

○ 食品衛生に係る自主回収対象の限定についての普及啓発

- ・ 自主回収の報告対象が、健康を損なうおそれがあり、食品衛生法に違反した場合（おそれ含む）に限られる旨を法律上明記（令和3年6月1日施行）。通知、ホームページ等で本制度の周知を実施。
- ・ 令和2年12月には、食品の自主回収報告制度を含む上記食品衛生法改正に係る説明動画をYouTubeに掲載し、本制度の更なる周知を図った。
- ・ 令和3年5月には、事業者向け、消費者向けリーフレットを消費者庁と連携して作成し、印刷、配付するとともにホームページに掲載し本制度の追加周知を図った。

（3）商慣習の見直しの拡大

- 納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化における対象品目の拡大等
 - ・ 令和3年3月9日に商慣習検討ワーキングチームを開催し、一般加工食品の納品期限緩和による影響分析等の調査結果をとりまとめるとともに、今後の方向性として、地方や中小企業において取組が遅れているため、目標を設定して重点的に働きかけること及び賞味期間180日以上の加工食品を推奨品目として検討することを確認。

（4）未利用食品の活用の促進

- 「フードバンク活動における食品の取扱等に関する手引き」の見直し
 - ・ 賞味期限切れの食品の提供に係る考え方について、食品業界団体、フードバンク活動団体、食品メーカーに対して意見聴取を実施。その結果を踏まえて手引きの改定について検討中。
- フードバンクへの支援のスキームの構築
 - ・ ①関係省庁が連携し、企業版ふるさと納税制度を活用したフードバンク活動支援のスキームを構築すると共に、②寄付金付きで食品を販売しフードバンク活動に活用する仕組みや、食品関連事業者とフードバンク団体のマッチングシステムの構築に向けた実証事業を実施。
 - ・ ①については、地方公共団体（都道府県・政令指定都市）に、フードバンク活動への支援の状況等（窓口を含む）を聞き取り、モデル事業の立ち上げに向け調整中。
 - ・ ②については、令和3年度に、フードバンク団体への寄附金付きの食品について小売事業者による実証販売を実施するとともに、マッチングシステムについては5団体以上のフードバンクで実証を実施予定。

- 子ども食堂等の支援団体が必要な者へ食品提供できるための関係者相互の連携の促進
 - ・ 子ども食堂・NPO 法人など 13 団体に対して、①支援団体がフードバンクや企業から食品寄附を受け取る際の課題、②支援団体が利用者へ食品を提供する際の課題についてヒアリングを実施。
- 臨時休校等により未利用となった学校給食用食品のフードバンク等への提供促進
 - ・ 学校現場等において未利用食品が発生した場合の対応やその課題等について聞き取りを実施。
 - ・ 委託調査研究による事例集の作成に向け調整中。
- フードドライブの推進
 - ・ 自治体や食品の回収を行っている民間企業、フードバンク等にフードドライブの実施・推進における課題のヒアリングを実施。課題として挙げられた運搬に関する問題を解決するために、自治体等の関係主体や運搬の支援をしてくれる運送会社等と共に実証を実施中。
 - ・ 今後、実証で得られた結果を取りまとめ、事例集にしていく予定。
- 食品の寄附の実態等に関する海外調査
 - ・ 委託事業により、米国、英国、フランス、豪州の 4 か国を対象として、食品の寄附に関する制度や実態・背景等の調査を実施。
 - ・ 関係各省と共有し、今後の検討に活用。

(5) 飲食店等において余った料理の持ち帰りの促進

- ・ 計 3 回の検討会を開催し、持ち帰りが普及しない理由や普及のために必要な取組、推進策の検討を実施。その結果を踏まえて、普及啓発資材を作成。
- ・ また、mottECO 導入促進モデル事業の公募を行い、応募のあった自治体及び民間企業と導入促進に向けた取組を実施中。

(6) 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等発生量の報告の取扱い

- 地方公共団体における実態把握及び目標設定に活用するため、国が保有している事業系食品ロス量のデータを地方公共団体に提供
- ・ 地方自治体における事業者毎の食品廃棄物等発生量データについて、業種毎に、企業名を暗号化した上で地方自治体に情報提供できないか、関係省庁で検討中。